令和７年　６月１１日（水）

徳管協速報④

徳島県小中学校管理職員協議会
〒770-0003 徳島市北田宮 1-8-68 県教育会館内
TEL 088-633-1101　FAX 088-633-1124
E-mail　tkk1101@estate.ocn.ne.jp
URL http://tkk1101.server-shared.com/

改正教員給与特別措置法（給特法）参院本会議で可決、成立

公立学校教員の処遇改善や長時間労働是正に向けた教員給与特別措置法（給特法）の改正法が、６月１１日、参院本会議で可決、成立した。

給特法の改正法は、公立学校の教員に残業代の代わりに支給している基本給の 4%相当「教職調整額」を令和８年（２０２６年）１月から、毎年１%ずつ段階的に引き上げ、令和１３年（２０３１年）１月に１０%にすることが柱となっている。

そして、教育委員会には業務量管理の計画の策定・計画を義務付け、学校における働き方改革を推進するとした。負担の重い学級担任は手当を加算する。また、教諭と主幹教諭の間に新たな職位として若手のサポートや学校関係者との調整役を担う「主務教諭」を設ける。

加えて改正法をめぐり与野党が修正協議を行い、令和１１年度（２０２９年度）までに教員の残業時間を月平均 30 時間程度に削減することや、来年度までに公立の中学校で 35 人学級を実現するため必要な措置を講じることなどが付則に明記された。